

草津市公報

発行日 令和5年5月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 8 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 訓 令	
草津市庁議規程の一部を改正する訓令（企画調整課）	1
◎ 告 示	
公示送達について（介護保険課）	1
草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱の一部を改正する要綱（住宅課）	2
草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	3
生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護扶助のための介護を担当する機関の指定について （生活支援課）	3
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律に基づく介護支援給付のための介護担当機関の指定について（生活支援課）	4
草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱（危機管理課）	4
草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会開催要綱（企画調整課）	4
草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（発達支援センター）	5
公金の徴収事務の委託について（子ども若者・政策課）	6
◎ 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	7
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	7
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	10
草津市児童遊園条例第2条の規定に基づく公告の一部を改正する公告（公園緑地課）	11
◎ 農業委員会規程	
草津市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程	11
草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程	12

訓令

草津市庁議規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和5年4月14日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第11号

草津市庁議規程の一部を改正する訓令

草津市庁議規程（平成18年草津市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「付議手続」を「付議手続等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 本部会議等（部長会議が部長会議と同様の機能を果たすものと認めたものに限る。）に付議された事項については、部長会議への付議を不要とする。

別記様式中

「

区分	部長会議
区分	総合調整会議 総括副部長会

」を

「

区分	部長会議
区分	総合調整会議 総括副部長会議

」に、

「

付議資料の公表時期	通常・議会報告後（月日）・その他（ ） 〔該当箇所に○印〕
-----------	----------------------------------

」を

「

付議資料の公表時期	庁内	通常・議会報告後（月日）・その他（ ） 〔該当箇所に○印〕
	庁外	通常・議会報告後（月日）・その他（ ） 〔該当箇所に○印〕

」に

改める。

付 則

この訓令は、令和5年4月14日から施行する。

（令和5年4月14日掲示済み）

告示

草津市告示第140号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年4月3日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和4年度 介護保険料額決定通知書

令和4年度 第8期介護保険料督促状

令和4年度 第9期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和5年4月10日に送達があったものとみなす。

令和4年度介護保険料額決定通知書公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	渡部 容子	草津市若草七丁目5番地3
2	中村 美津代	草津市南笠町1083番地4

令和4年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山元 雅恵	草津市草津一丁目8番31号
2	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川

令和4年度第9期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
2	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
3	山元 雅恵	草津市草津一丁目8番31号
4	松本 幸二	草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション
5	奥村 恒司	草津市山寺町471番地
6	万木 昇	草津市木川町356番地15

(令和5年4月3日揭示済み)

草津市告示第143号

草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月3日

草津市長 橋 川 渉

草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱（平成31年草津市告示第82号）の一部を次のように改正する。

第1条中「譲渡」の右に「または減築後もしくは解体後の土地の処分」を加える。

第2条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 譲渡代金 改良住宅の譲渡または減築後もしくは解体後の土地の処分に係る代金をいう。

第3条第1号中「譲渡」の右に「または減築後もしくは解体後の土地の処分」を加える。

第9条中「改良住宅」の右に「または土地」を加える。

別記様式第1号中「印」および「改良住宅の」を削

る。

別記様式第2号から別記様式第10号までの様式中「改良住宅譲渡代金の」を「譲渡代金の」に改める。

別記様式第11号中「印」を削り、「改良住宅譲渡代金の」を「譲渡代金の」に改める。

別記様式第12号および別記様式第13号中「改良住宅譲渡代金の」を「譲渡代金の」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市改良住宅譲渡代金延納取扱要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

(令和5年4月3日揭示済み)

草津市告示第148号

草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月7日

草津市長 橋川 渉

草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱（昭和59年告示第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中

既設の電柱等に設置する場合	1灯につき 20,000円
---------------	---------------

」を

既設の電柱等に設置する場合（既設のLED以外の照明器具をLEDへ更新する場合を含む）	1灯につき 20,000円
--	---------------

」に

改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式(第3条関係)

防犯灯設置事業計画書

補助金申請額	円	設置場所	
照明器具を設置する支柱等	照明器具	総事業費	補助金額
新設・既設	新設・更新	円	円

<添付書類> 1. 位置図 2. 見積書の写し

1. 位置図（地図添付）

別記様式第2号を削る。

付 則

（施行期日）

- この要綱は、令和5年4月7日から施行する。（様式に関する経過措置）
- この要綱は施行の際現にある改正前の草津市防犯灯設置事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

（令和5年4月7日掲示済み）

草津市告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年4月6日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
リブラ薬局大路店	滋賀県草津市大路二丁目10番8号	株式会社リブラ	滋賀県草津市大路一丁目6番16号	居宅療養管理指導	令和5年1月20日

(令和5年4月6日揭示済み)

草津市告示第150号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護支援給付のため介護を担当する機関として次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和5年4月6日

草津市長 橋川 渉

指定に係る事業所等の名称	指定に係る事業所等の所在地	主たる事業所の名称	主たる事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
リブラ薬局大路店	滋賀県草津市大路二丁目10番8号	株式会社リブラ	滋賀県草津市大路一丁目6番16号	居宅療養管理指導	令和5年1月20日

(令和5年4月6日揭示済み)

草津市告示第151号

草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月7日

草津市長 橋川 渉

改める。

付 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

(令和5年4月7日揭示済み)

草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市街頭防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成27年草津市告示第145号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（更新は除く。）」を「または更新」に

草津市告示第152号

草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会開催要綱

を次のとおり制定する。

令和5年4月10日

草津市長 橋川 涉

草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会開催要綱

(設置)

第1条 この要綱は、草津市市制施行70周年記念事業推進懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に必要な事項を定め、本市の市制施行70周年記念事業の実施に当たり、事業展開の方向性等について、意見を交換することを目的とする。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会は、委員15人以内で開催する。

2 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委託する。

- (1) 地域連携、市民活動または大学連携にかかわる者
- (2) 各種分野の振興にかかわる者
- (3) 報道機関関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(役割)

第3条 委員は、次に掲げる事項について意見の交換を行うものとする。

- (1) 市制施行70周年記念事業における事業の展開に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(座長および副座長)

第4条 懇話会に座長および副座長をそれぞれ1人置く。

- 2 座長および副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の進行を行う。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合政策部企画調整課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

(令和5年4月10日揭示済み)

草津市告示第153号

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年4月10日

草津市長 橋川 涉

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金交付要綱（平成30年草津市告示第134号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書きを加える。

ただし、別表第2に規定する追加加算費の補助対象者は、申請年度の年度末で指定特定相談支援事業者または指定障害児相談支援事業者の指定を受けている事業者に限るものとする。

別表第2補助対象者の欄中「件数」を「実人数」に、「件以上」を「人以上」に改め、同表に次のように加える。

1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の実人数が35以上の事業者	初年度	1,470,000円
	次年度	832,000円
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の実人数が40以上の事業者	初年度	1,805,000円
	次年度	1,071,000円
1年度におけるサービス利用支援または障害児支援利用援助の実人数が45以上の事業者（40人を超える実人数5人につき右の金額を上段の金額に加算する。）	初年度	226,000円
	次年度	134,000円

備考

1 この表における「初年度」の取扱いは、初めてサービス利用支援または障害児支援利用援助を作成した者を実人数として算定する場合を指し、「次年度」の取扱いは、初年度として申請した者のうち、次年度においてもサービス利用支援または障害児支援利用援助を作成した者を実人数として算定する場合を指す。

2 実人数は、初年度と次年度それぞれで算出する。別記様式第1号中「種類」を「書類」に、「申請額円」を「申請額円 (年月～年月分)」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第4条関係)

算定対象者等一覧表

Table with columns: No, 算定対象者 (氏名, 受給者番号), 指定計画相談支援 (サービス利用支援件数, 継続サービス利用支援件数), 障害児相談支援 (障害児支援利用援助件数, 継続障害児支援利用援助件数). Includes a summary row for '件数計'.

Table for '基礎加算費' with columns: 単価 (①), サービス利用支援件数 (②), 障害児支援利用件数 (③), 金額 (④=①×②+③). Includes a summary row for '小計 (⑨=④+⑧)'.

Table for '追加加算費' with columns: 初年度 (補助対象実人数, 補助金額 (⑩)), 次年度 (補助対象実人数, 補助金額 (⑪)), 小計 (⑫=⑩+⑪).

Table for '合計 (⑨+⑫)' with columns: 合計 (⑨+⑫), 円.

付則

この要綱は、令和5年4月10日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

(令和5年4月10日揭示済み)

草津市告示第154号

公金の徴収事務の委託について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託するので、告示する。

令和5年4月10日

草津市長 橋川 渉

Table with columns: 委託事務内容, 受託者および住所, 委託期間. Details include '草津市手数料条 例別表第37項に規定する手数料の徴収事務' and '草津っ子サポート事業の利用料の徴収事務'.

(令和5年4月10日揭示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年4月3日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市志那町1035番地2 山元 清人	草津市志那町字里832番	310.28㎡	R5.4.3	1658

(令和5年4月3日掲示済み)

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売払物件

物件番号	物件名	メーカー ・規格	予定価格 (入札保証金)
05010101	VTR一体型DVDビデオプレーヤー	SHARP DV-NC750	1,000円 (100円)
05010102	壁掛け時計	CASIO IQ-52	500円 (50円)
05010103	液晶テレビリモコン	mitsubishi RL14106	500円 (50円)
05010104	デジタルテレビリモコン	TOSHIBA CT-90389	500円 (50円)

05010105	ビデオ・DVDリモコン	SHARP GA032WJ	500円 (50円)
05010111	カウンターテーブルセット 【リサイクル家具】（直接引き取り限定）	不明	1,500円 (150円)
05010112	ガラス製テレビ台 【リサイクル家具】（直接引き取り限定）	不明	700円 (70円)
05010113	メタルラック（3段） 【リサイクル家具】（直接引き取り限定）	不明	400円 (40円)
05010114	背面ミラー付きラック 【リサイクル家具】（直接引き取り限定）	IKEA	1,300円 (130円)
05010115	キャスター付きチェスト 【リサイクル家具】（直接引き取り限定）	不明	400円 (40円)
05010116	木馬 【リサイクル品】（直接引き取り限定）	不明	1,500円 (150円)

05010117	筋力トレーニング器具 【リサイクル品】（直接 引き取り限定）	不明	1,200円 （120円）
05010118	メタルラック（4段） 【リサイクル家具】（直 接引き取り限定）	不明	800円 （80円）
05010119	小棚 【リサイクル家具】（直 接引き取り限定）	不明	500円 （50円）
05010120	木製ボックス4個セット 【リサイクル家具】（直 接引き取り限定）	不明	400円 （40円）

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「KSI官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにKSI官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和5年4月4日（火）から令和5年5月22日（月）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和5年4月4日（火）午後1時から令和5年4月20日（木）午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従

業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。)をする場合、代理人(受任者のことをいう。)は、本人からの委任状(草津市ホームページから印刷した様式)を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売却物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和5年4月12日(水)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 【リサイクル家具・リサイクル品】
草津市立クリーンセンター(滋賀県草津市馬場町1200-25)
【上記以外】
草津市役所本庁舎 地下1階(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)
- (3) その他 前日(令和5年4月11日)午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和5年5月8日(月)午後1時から令和5年5月15日(月)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。

- (4) 開札日時 令和5年5月15日(月)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和5年5月17日(水)午後5時

10 入札の無効に関する事項

- 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
 - (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
 - (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入

札

- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和5年5月22日(月)午後5時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和5年5月29日(月)午後2時までに一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

13 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物

件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

14 その他

(1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。

(2) 物件調書等は参考資料とすること。

(3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。

(4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係

電話番号 077-561-2305

FAX番号 077-561-2483

メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

(令和5年4月4日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年4月7日

草津市長 橋川 渉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市東矢倉四丁目2番2号 三王トラスト不動産株式会社 代表取締役 宇野 正倫	草津市西矢倉二丁目字西浦 1115番1	1,303.45㎡	R5.4.7	1659

(令和5年4月7日揭示済み)

公 告

草津市児童遊園条例第2条の規定に基づく公告の一部を次のように改正する。

令和5年4月7日

草津市長 橋川 渉

草津市児童遊園条例（昭和63年草津市条例第11号）第2条の規定に基づく公告（平成7年11月1日）の一部を次のように改正する。

表中「草津市西大路町字列草567番9」を

「草津市西大路町字列草567番9

草津市野村三丁目字野々井36番4」に改める。

付 則

この公告は、令和5年4月7日から施行する。

(令和5年4月7日揭示済み)

農業委員会規程

草津市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年4月10日

草津市農業委員会

会長 中野 隆史

草津市農業委員会規程第1号

草津市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

第1条 草津市農業委員会事務局規程（平成29年草津市農業委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 主幹

第2条 草津市農業委員会事務局規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を削り、第8号を第7号とし、第7号を第6号とし、第6号を第5号とする。

付 則

この規程は、令和5年4月10日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(令和5年4月10日揭示済み)

草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程をここに公表する。

令和5年4月10日

草津市農業委員会
会長 中野隆史

草津市農業委員会規程第2号

草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

草津市農業委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第1号）の施行については、草津市個人情報保護法施行細則（令和5年草津市規則第16号）の例による。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月10日から施行する。
（草津市農業委員会個人情報保護条例施行規程の廃止）
- 2 草津市農業委員会個人情報保護条例施行規程（平成18年草津市農業委員会訓令第1号）は、廃止する。

（令和5年4月10日揭示済み）